

玄海原子力発電所3号機 1次系配管取替工事の取下げに係る経緯について

1. 取下げる工事計画の概要

玄海原子力発電所3号機1次系配管取替工事については、下記の通り、「加圧器スプレイライン」及び「安全注入ライン」を併せて、新規制基準施行前に工事計画の届出（以下「既届出」という。）を行っていた。なお、両ラインともに工場製作開始前（使用前検査申請前）の状態であり、工事未着手である。

○1次系配管取替工事【届出】：平成24年1月23日付け原発本第283号

変更の理由が同じ（予防保全の観点より冷間曲げ管から熱間曲げ管への取替え）であったため、「加圧器スプレイライン」と「安全注入ライン」の取替工事を1件の工事計画にて届出。

2. 取下げに係る経緯

既届出から現在に至るまでの時系列は以下の通り。

- ・平成24(2012)年1月23日：既届出
- ・平成25(2013)年7月8日：新規制基準施行（工事計画へ基本設計方針等の追加）
- ・令和2(2020)年4月1日：検査制度の見直し（工事計画へ工事の方法、品質マネジメントシステム等の追加）

予防保全の優先度を鑑み、既届出の工事範囲のうち「加圧器スプレイライン」取替工事を先行して実施することとし、「安全注入ライン」の工事時期については未定となったことから、工事範囲の変更を行うこととした。

また、既届出には、新規制基準にて追加した基本設計方針や基準地震動 S_s に基づく耐震評価、検査制度の見直しにて追加した使用前事業者検査に係る工事の方法等の記載がない。

上記に対応するためには、届出範囲の変更及び既届出に対する基本設計方針等の追加が必要であり、基本設計方針等の追加を伴う場合の手続きは認可を要するものになると考える。しかし、本工事の工事内容は事前届出を要するもの^{*}であることから、手続きに不整合が生じる。

そこで、本工事については、工事未着手（工場製作開始前（使用前検査申請前））であることを踏まえ、現行規則に従って新たに手続きすることが可能であることから、既届出の変更ではなく、既届出の取下げを行い、「加圧器スプレイライン」のみを工事範囲として新たに設計及び工事の計画の届出を行うこととした。

^{*}本工事は実用炉規則別表第一下欄に掲げる「一次冷却材の循環設備（原子炉冷却材圧力バウンダリに係るもの）の取替え」であり、事前届出を要する工事である。また、同仕様の配管への取替えであるため、要目表の変更はなく、原子炉冷却施設の基本設計方針、適用基準及び適用規格並びに工事の方法も、至近の認可を受けた工事計画から変更はない。

3. 「加圧器スプレイライン」を先行して工事する理由について

加圧器スプレイラインは、内部の流体温度が高温であり、安全注入ラインに比べ使用環境が厳しいため、予防保全の優先度を鑑み、先行して工事を実施する。なお、「安全注入ライン」取替工事については、他の保全工事を踏まえ、実施要否を検討する。

以 上